

租税特別措置法施行規則の一部を改正する省令案要旨

1. 株式等に係る譲渡所得等の課税の特例制度について、確定申告書に添付すべき株式等に係る譲渡所得等の金額の計算に関する明細書の記載事項等を定める。（第18条の9関係）
2. 上場株式等に係る譲渡所得等の源泉分離選択課税制度について、制度の細目を次のように定める。
 - (1) 源泉分離課税の適用を受けるために提出する選択申告書の記載事項及び書式等を定める。（第18条の10、第18条の12、別表第七（一）関係）
 - (2) 上場等の日以後1年以内に行われる上場株式等の譲渡について、源泉分離課税の適用を受けようとする場合に提出する当該上場株式等を上場等の日後に取得したものであることを証する書類の範囲等を定める。（第18条の10関係）
 - (3) 上場株式等の譲渡による譲渡利益金額を当該上場株式等の譲渡の決済に係る差益に相当する金額とする取引の範囲を定める。（第18条の10関係）
 - (4) 源泉分離課税の適用を受けることをやめようとする場合に提出する廃止申告書の記載事項及び書式を定める。（第18条の11、別表第七（二）関係）
 - (5) 上場株式等の譲渡の対価の支払をする証券業者等が、源泉徴収した上場株式等の譲渡による譲渡利益金額に対する所得税を納付する場合の納付書に添付する計算書の書式を定める。（第18条の13、別表第七（三）関係）
3. 株式等の譲渡の対価に係る支払調書を1回の支払ごとに作成し、提出することができる特例制度の細目を定める。（第18条の16関係）

租税特別措置法（昭和三十二年法律第二十六号）及び租税特別措置法施行令（昭和三十二年政令第四十三号）の規定に基づき、租税特別措置法施行規則の一部を改正する省令を次のように定める。

昭和六十三年十二月三十日

大藏大臣

村山達雄

租税特別措置法施行規則の一部を改正する省令
租税特別措置法施行規則（昭和三十二年大蔵省令第十五号）の一部を次
のように改正する。

目次中「第二十三条の八」を「第二十三条の十」に、「酒税法等の特例」を「消費税法等の特例」に改める。

第九条の六第二項の表中第四十四条第三号イ(4)の項を削り、第四十六条第二号の項を次のように改める。

第四十六条第二号	総所得金額
課税総所得 金額	総所得金額、租税特別措置法第二十五条の二第二項第一号（みなし法人課税を選択した場合の課税の特例）に規定するみなし法人所得額（以下「みなし法人所得額」という。）

」に改め、同条第二項及び第三項中「第三十七条の十第一項第二号」を「第三十七条の十四第一項第二号」に改め、同条を第十八条の十五とし、第十八条の八の次に次の六条を加える。

(株式等に係る譲渡所得等の金額の計算に関する明細書等)

第十八条の九 施行令第二十五条の八第九項の規定により確定申告書に添付すべき同項の明細書は、法第三十七条の十第一項に規定する株式等の譲渡による事業所得、譲渡所得又は雑所得（法第三十二条第二項の規定に該当する譲渡所得を除く。以下この項において同じ。）のそれぞれについて作成するものとし、当該明細書には、次の各号に掲げる所得の区分に応じ当該各号に定める項目別の金額を記載しなければならない。この場合において、その業態、規模等の状況からみて当該項目により難い項目については、当該項目に準ずる他の項目によることができるものとする。

一 事業所得又は雑所得 次に掲げる項目

イ 総収入金額については、株式等（法第三十七条の十第三項に規定する株式等をいう。以下この項において同じ。）の譲渡による収入金額及びその他の収入の別

ロ 必要経費については、株式等の取得価額、株式等を取得するために要した負債の利子の額、株式等の譲渡のために要した委託手数料、管理費、有価証券取引税及びその他の経費の別

二 譲渡所得 次に掲げる項目

イ 総収入金額については、株式等の譲渡による収入金額及びその他の収入の別

ロ 取得費及び譲渡に要した費用については、株式等の取得費及び株式等を取得するために要した負債の利子の額、株式等の譲渡のために要した委託手数料、有価証券取引税並びにその他の経費の別

2 法第三十七条の十第一項の規定の適用がある場合における所得税法施行規則第四十六条第二号の規定の適用については、同号中「の総所得金額」とあるのは「の総所得金額、租税特別措置法第三十七条の十第一項（株式等に係る譲渡所得等の課税の特例）に規定する株式等に係る

「譲渡所得等の金額及び」と、「課税総所得金額及び」とあるのは「課税総所得金額、同項に規定する株式等に係る課税譲渡所得等の金額及び」とする。

(上場株式等に係る譲渡所得等の源泉分離課税の選択申告書等)

第十八条の十 法第三十七条の十一第一項に規定する申告書に記載すべき大蔵省令で定める事項は、同項に規定する事項のほか、次に掲げる事項とする。

一 当該申告書を提出する者の氏名及び住所(所得税法の施行地に住所がない場合には、居所)

二 当該申告書の提出に際し経由すべき法第三十七条の十一第一項に規定する証券業者等の営業所の名称及び所在地

三 その他参考となるべき事項

2 施行令第二十五条の九第四項に規定する上場株式等の譲渡(以下この項において「上場株式等の譲渡」という。)のうち、同条第四項に規定する上場等の日以後一年以内に行われる上場株式等の譲渡による同項に規定する株式等に係る譲渡所得等につき法第三十七条の十一第一項の規定の適用を受けようとするときは、当該上場株式等の譲渡に係る株式等の取得に係る証券取引法第四十八条に規定する売買報告書その他これに類する書類(上場株式等の譲渡に係る株式等の取得年月日、株数及び取得価額並びに当該株式等を譲り渡した者の氏名又は名称及び住所その他の事項の記載のあるものに限る。)をその適用を受けようとする当該上場株式等の譲渡の時までに同項に規定する証券業者等の営業所を経由して納税地の所轄税務署長に提出しなければならない。

3 第一項の申告書の書式は、別表第七Hによる。

(上場株式等に係る譲渡所得等の源泉分離課税の廃止申告書)

第十八条の十一 施行令第二十五条の九第五項に規定する申告書に記載すべき大蔵省令で定める事項は、同項に規定する事項のほか、次に掲げる事項とする。

附 則

1

この省令は、公布の日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 第九条の六第二項の改正規定、第十条第一項から第六項までの改正規定、第十一条、第十二条の二、第十三条の二の改正規定及び第十三条の六第二項の改正規定 昭和六十四年一月一日

二 目次の改正規定（「酒税法等の特例」を「消費税法等の特例」に改める部分に限る。）、第十八条の十六第一項第八号の改正規定、同条を第十八条の二十三とする改正規定、第十八条の十五第四項の改正規定、同条を第十八条の二十二とし、第十八条の十四を第十八条の二十一とする改正規定、第十八条の十三第一項、第二項第三号及び第五号並びに第三項の改正規定、同条を第十八条の二十とする改正規定、第十八条の十二の改正規定、同条を第十八条の十九とし、第十八条の十一を第十八条の十八とする改正規定、第十八条の十第二項の改正規定、同条を第十八条の十七とし、同条の前に一条を加える改正規定、第十八条の九の見出し及び第一項から第三項までの改正規定、同条を第十八条の十五とし、第十八条の八の次に六条を加える改正規定、第十九条の四第一項の改正規定、第六章の章名、第三十二条、第三十三条、第三十五条、第三十六条第二項の改正規定、同項を同条第三項とする改正規定、第三十六条第一項の改正規定、同項を同条第二項とする改正規定、同項の前に一項を加える改正規定、第三十六条の次に一条を加える改正規定、第三十七条の改正規定、第三十八条の前に一条を加える改正規定、第三十九条の二の次に一条を加える改正規定、別表第八を別表第九とする改正規定、第三十七条の改正規定、別表第七の備考5の改正規定、同表を別表第八とする改正規定及び別表第六の次に三表を加える改正規定並びに附則第二項及び第三項の規定 昭和六十四年四月一日

改正後の租税特別措置法施行規則（以下「新規則」という。）別表第七及び別表第七の二に定める書式は、昭和六十四年四月一日以後に所得税法等の一部を改正する法律（昭和六十三年法律第百九号。以下「改正法」という。）第十条の規定による改正後の租税特別措置法第三十七